

山口県瀬戸内海海区

漁場計画

(区画漁業)

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 201 号	下関市長府扇町地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市長府扇町長府3号岸壁南端 点イ Aから154度909メートルの点 点ロ Aから145度36分1,277メートルの点 点ハ Aから121度42分1,171メートルの点 点ニ Aから119度12分775メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	下関市長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 202 号	下関市白崎 2 丁目地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下関市松屋本町 3 丁目海上自衛 隊小月航空基地護岸北西端に設 置した標識 B 下関市乃木浜 2 丁目護岸東端に 設置した標識 点イ A から 133 度 690 メートルの 点 ロ A から 204 度 15 分 210 メー トルの点 ハ A から 6 度 510 メートルの点 ニ A から 347 度 600 メートルの 点 ホ B から 61 度 790 メートルの点 へ B から 151 度 1,180 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下関市松屋本 町 1 丁目、松屋 本町 2 丁目、松 屋本町 3 丁目、 松屋本町 4 丁 目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上 町 2 丁目、松屋 上町 3 丁目、松 屋東町 1 丁目、 松屋東町 2 丁 目、松屋東町 3 丁目及び王喜 宇津井 1 丁目	漁業の時期が終了した ときは、直ちにくいを撤 去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 203 号	下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市埴生糸根川河口 右岸に設置した標識 B 〃 乃木浜 2 丁目護岸東端 に設置した標識 点イ Aから 252 度 30 分 950 メートルの点 ロ Aから 272 度 15 分 1,645 メートルの点 ハ Bから 146 度 30 分 1,335 メートルの点 ニ Bから 142 度 1,550 メートルの点 ホ Bから 145 度 2,080 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市松屋本町 1 丁目、松屋本町 2 丁目、松屋本町 3 丁目、松屋本町 4 丁目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上町 2 丁目、松屋上町 3 丁目、松屋東町 1 丁目、松屋東町 2 丁目、松屋東町 3 丁目及び王喜宇津井 1 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 204 号	下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 山陽小野田市植生系根川河口 右岸に設置した標識 B 下関市乃木浜 2 丁目護岸東端 に設置した標識 点イ A から 190 度 15 分 1,530 メートルの点 ロ A から 194 度 50 分 655 メートルの点 ハ A から 212 度 40 分 655 メートルの点 ニ B から 147 度 2,580 メートルの点 ホ B から 147 度 3,535 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市松屋本町 1 丁目、松屋本町 2 丁目、松屋本町 3 丁目、松屋本町 4 丁目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上町 2 丁目、松屋上町 3 丁目、松屋東町 1 丁目、松屋東町 2 丁目、松屋東町 3 丁目及び王喜宇津井 1 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 205 号	下関市工領開作地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市埴生糸根川河口 右岸に設置した標識 B 下関市乃木浜 2 丁目護岸東端 に設置した標識 点イ Aから 188 度 30 分 3,030 メートルの点 ロ Aから 190 度 1,730 メートルの点 ハ Bから 147 度 3,685 メートルの点 ニ Bから 147 度 4,620 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	下関市松屋本町 1 丁目、松屋本町 2 丁目、松屋本町 3 丁目、松屋本町 4 丁目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上町 2 丁目、松屋上町 3 丁目、松屋東町 1 丁目、松屋東町 2 丁目、松屋東町 3 丁目及び王喜宇津井 1 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 206 号	山陽小野田市大字小 野田刈屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波 堤基部から南西へ30メートルの 点に設置した標識 点イ Aから274度1,090メートルの 点 ロ Aから286度10分1,900メー トルの点 ハ Aから244度30分3,355メー トルの点 ニ Aから233度30分3,040メー トルの点 ホ Aから231度30分2,900メー トルの点	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4 月30日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	山陽小野田市 大字小野田	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 207 号	山陽小野田市大字小野田刈屋地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、B の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 山陽小野田市刈屋漁港 A 防波堤基部から南西へ 30 メートルの点に設置した標識 B 山陽小野田市大字小野田 1135 番地 27 に設置した標識 点イ 山陽小野田市刈屋漁港 A 防波堤突端 ロ A から 280 度 440 メートルの点 ハ A から 236 度 30 分 960 メートルの点 ニ A から 211 度 30 分 865 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山陽小野田市 大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 208 号	山陽小野田市大字小野田松浜地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、 Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波 堤基部から南西へ30メートルの 点に設置した標識 B 山陽小野田市大字小野田字部 興産本山埋立地護岸南西端に設 置した標識 C Bから護岸沿いに北へ1,310メ ートルの点に設置した標識 点イ Aから189度50分1,025メー ートルの点 ロ Aから196度20分1,120メー ートルの点 ハ Aから206度30分1,035メー ートルの点 ニ Aから208度30分970メー ートルの点 ホ Aから234度1,055メートルの 点 へ Aから219度30分2,740メー ートルの点 ト Aから213度2,910メートルの 点 チ Bから264度1,445メートルの 点	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年4 月30日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	山陽小野田市 大字小野田	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 209 号	山陽小野田市大字小野田本山地先	次の B、イ、ロ、A の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 山陽小野田市大字小野田字部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識 B A から護岸沿いに北へ 1,180 メートルの点に設置した標識 点イ A から 261 度 30 分 1,365 メートルの点 ロ A から 235 度 20 分 975 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山陽小野田市 大字小野田	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 210 号	宇部市大字西沖の山西沖干拓地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端 点イ A から 161 度 30 分 280 メートルの点 ロ A から 242 度 22 分 945 メートルの点 ハ A から 223 度 15 分 1,111 メートルの点 ニ A から 221 度 40 分 1,588 メートルの点 ホ A から 222 度 1,919 メートルの点 へ A から 214 度 53 分 2,442 メートルの点 ト A から 206 度 59 分 2,778 メートルの点 チ A から 190 度 30 分 2,490 メートルの点 リ A から 165 度 685 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目及び西平原 4 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 211 号	宇部市厚東川河口	次の A と B とを結んだ線、F と G とを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（次のイとロとを結んだ線、ハとニとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。） 点の位置 基点 A 宇部市大字中野開作宇部線厚東川橋りょう右岸下流側基部 B 宇部市岩鼻町宇部線厚東川橋りょう左岸下流側基部 C 宇部市大字妻崎開作旧厚東川大橋右岸下流側基部跡に設置した標識 D 宇部市西平原 2 丁目旧厚東川大橋左岸下流側基部跡に設置した標識 E 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部 F E から護岸沿いに下流へ 1,287 メートルの点に設置した標識 G 宇部市大字藤曲 2575 番地に設置した標識 点イ C から護岸沿いに下流へ 50 メートルの点 ロ D から護岸沿いに下流へ 50 メートルの点 ハ C から護岸沿いに下流へ 80 メートルの点 ニ D から護岸沿いに下流へ 80 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目及び西平原 4 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 212 号	宇部市厚東川河口	次の B と C とを結んだ線、D、イ、E の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部 B A から護岸沿いに下流へ 1,287 メートルの点に設置した標識 C 宇部市大字藤曲 2575 番地に設置した標識 D 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって 175 メートルの点に設置した標識 E 宇部市大字藤曲埋立地護岸南西端 F E から 278 度の線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸との交点に設置した標識 点イ E と F とを結んだ線上 F から 250 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町 1 丁目、居能町 2 丁目、居能町 3 丁目及び西平原 4 丁目	漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 213 号	宇部市大字小串沖の 山埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 宇部市大字西沖の山西沖干拓 護岸南東端 点イ Aから 154 度 1,070 メートルの 点 ロ Aから 159 度 1,180 メートル の点 ハ Aから 145 度 1,650 メートル の点 ニ Aから 139 度 30 分 1,650 メー トルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	宇部市大字藤 曲、大字妻崎開 作、大字小串、 居能町 1 丁目、 居能町 2 丁目、 居能町 3 丁目、 西平原 4 丁目、 助田町、南浜町 1 丁目、南浜町 2 丁目、西中町、 上町 1 丁目、上 町 2 丁目、西本 町 1 丁目、西本 町 2 丁目、中央 町 1 丁目、中央 町 2 丁目、中央 町 3 丁目、相生 町、新町、新天 町 1 丁目、新天 町 2 丁目、東本 町 1 丁目、東本 町 2 丁目、港町 1 丁目、港町 2 丁目、錦町、明 治町 1 丁目、明 治町 2 丁目、松 山町 1 丁目、松 山町 2 丁目、松 山町 3 丁目、松 山町 4 丁目、松 山町 5 丁目、昭 和町 1 丁目、昭 和町 2 丁目、昭 和町 3 丁目、昭 和町 4 丁目、幸 町、東見初町、 則貞 5 丁目及び 大字沖宇部	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 214 号	宇部市大字沖宇部東 見初埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの 各点を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点の位置 基点 A 宇部市大字沖宇部東見初埋立 地護岸西端 B 宇部市大字沖宇部東見初埋立 地護岸南西端 点イ Aから 233 度 27 分 1,678 メー トルの点 ロ Aから 231 度 2,330 メートルの 点 ハ Bから 224 度 20 分 1,955 メー トルの点 ニ Bから 223 度 44 分 1,138 メー トルの点 ホ Bから 228 度 34 分 1,188 メー トルの点 へ Bから 228 度 38 分 1,186 メー トルの点 ト Bから 229 度 03 分 1,217 メー トルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	宇部市港町 1 丁 目、港町 2 丁目、 東本町 1 丁目、 東本町 2 丁目、 新天町 1 丁目、 新天町 2 丁目、 錦町、明治町 1 丁目、明治町 2 丁目、松山町 1 丁目、松山町 2 丁目、松山町 3 丁目、松山町 4 丁目、松山町 5 丁目、昭和町 1 丁目、昭和町 2 丁目、昭和町 3 丁目、昭和町 4 丁目、幸町、東 見初町、則貞 5 丁目及び大字 沖宇部	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 215 号	宇部市大字沖宇部東 見初埋立地地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、 リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、 ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、イの各点を順 次結んだ線によって囲まれた区域（ワと ヨとを結ぶ線はカを中心とした半径520 メートルの円弧） 点の位置 基点 A 宇部市大字沖宇部東見初埋立 地護岸南西端 B 宇部市大字沖宇部東見初埋立 地護岸南東端 点イ Aから 223 度 44 分 1,138 メー トルの点 ロ Aから 224 度 20 分 1,955 メー トルの点 ハ Bから 188 度 2,320 メートルの 点 ニ Bから 172 度 490 メートルの 点 ホ Bから 194 度 30 分 620 メー トルの点 へ Bから 197 度 590 メートルの 点 ト Bから 170 度 450 メートルの 点 チ Bから 170 度 120 メートルの 点 リ Bから 228 度 34 分 135 メー トルの点 ヌ Bから 225 度 26 分 145 メー トルの点 ル Bから 230 度 12 分 155 メー トルの点 ヲ Bから 207 度 59 分 317 メー トルの点 ワ Bから 221 度 14 分 353 メー トルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	宇部市明神町 1 丁目、明神町 2 丁目、明神町 3 丁目、八王子 町、岬町 1 丁目、 岬町 2 丁目、岬 町 3 丁目、末広 町、笹山町、五 十目山町、草江 1 丁目、草江 2 丁目、草江 3 丁 目、草江 4 丁目、 則貞 1 丁目、則 貞 2 丁目、則貞 3 丁目、則貞 4 丁目、則貞 5 丁 目、則貞 6 丁目、 亀浦 3 丁目、亀 浦 4 丁目及び亀 浦 5 丁目	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

		カ Bから 202 度 08 分 841 メートルの点 ヨ Aから 170 度 22 分 773 メートルの点 タ Aから 172 度 33 分 832 メートルの点 レ Aから 185 度 26 分 766 メートルの点 ソ Aから 185 度 35 分 775 メートルの点 ツ Aから 194 度 24 分 756 メートルの点 ネ Aから 194 度 30 分 775 メートルの点 ナ Aから 204 度 29 分 776 メートルの点 ラ Aから 203 度 53 分 872 メートルの点 ム Aから 205 度 12 分 874 メートルの点 ウ Aから 204 度 14 分 1,038 メートルの点							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 216 号	宇部市山口宇部空港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市亀浦4丁目に設置した標 識 B 宇部市宇部岬漁港旧防波堤灯 台跡に設置した標識 点イ Bから 157 度 30 分 520 メートルの点 ロ Bから 184 度 2,400 メートルの 点 ハ Bから 150 度 2,220 メートルの 点 ニ Bから 130 度 2,330 メートルの 点 ホ Aから 170 度 03 分 2,121 メー トルの点 へ Aから 167 度 560 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	宇部市明神町 1 丁目、明神町 2 丁目、明神町 3 丁目、八王子 町、岬町 1 丁目、 岬町 2 丁目、岬 町 3 丁目、末広 町、笹山町、五 十目山町、草江 1 丁目、草江 2 丁目、草江 3 丁 目、草江 4 丁目、 則貞 1 丁目、則 貞 2 丁目、則貞 3 丁目、則貞 4 丁目、則貞 5 丁 目、則貞 6 丁目、 亀浦 3 丁目、亀 浦 4 丁目及び亀 浦 5 丁目	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 217 号	周南市大字戸田大グラ鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 周南市大字戸田大グラ鼻北端 点イ A から 67 度 30 分 80 メートルの点 ロ A から 21 度 202 メートルの点 ハ A から 326 度 230 メートルの点 ニ A から 283 度 130 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	周南市大字戸田	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 218 号	下松市大字東豊井洲 鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下松市大字東豊井洲鼻西栈橋 西端 B 下松市笠戸島瀬戸岬東端に設 置した標柱 点イ Aから 302 度 170 メートルの 点 ロ Bから 42 度 610 メートルの点 ハ Bから 50 度 590 メートルの点 ニ Aから 282 度 100 メートルの 点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (クロマグロ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 219 号	下松市笠戸島細折地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島細折ケーソンヤ ード岸壁北東端 B 下松市笠戸島細折ケーソンヤ ード岸壁南東端 点イ Aから 145 度 70 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Aから 50メートルの点 ハ AとBとを結んだ線上Bから 50メートルの点 ニ Bから 63 度 30 分 115 メー トルの点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (クロマグロ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 220 号	下松市笠戸島細折地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島細折ケーソンヤ ード岸壁北東端 B 下松市笠戸島細折ケーソンヤ ード岸壁南東端 点イ Aから 145 度 70 メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Aから 50メートルの点 ハ AとBとを結んだ線上Bから 50メートルの点 ニ Bから 63 度 30 分 115 メー トルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 221 号	下松市笠戸島尾泊地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下松市笠戸島城の鼻北端に設 置した標柱 B 下松市笠戸島黒鼻北端 点イ A と B とを結んだ線上 A から 130 メートルの点 ロ A から 147 度 30 分 155 メー トルの点 ハ B から 250 度 115 メートルの 点 ニ A と B とを結んだ線上 B から 80 メートルの点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (クロマグロ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 222 号	下松市笠戸島尾泊地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 下松市笠戸島城の鼻北端に設 置した標柱 B 下松市笠戸島黒鼻北端 点イ A と B とを結んだ線上 A から 130 メートルの点 ロ A から 147 度 30 分 155 メー トルの点 ハ B から 250 度 115 メートルの 点 ニ A と B とを結んだ線上 B から 80 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 223 号	下松市笠戸島三百瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端 B 下松市笠戸島ハナグリ北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 380メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから 50メートルの点 ハ Bから 105度 500メートルの 点 ニ Aから 185度 430メートルの 点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 224 号	下松市笠戸島三百瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端 B 下松市笠戸島ハナグリ北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 380メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから 50メートルの点 ハ Bから 105度 500メートルの 点 ニ Aから 185度 430メートルの 点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 225 号	下松市笠戸島牛石地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島ハナグリ北西端 B 下松市笠戸島小城岬北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 300メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから 330メートルの点 ハ Bから79度515メートルの点 ニ Aから157度500メートルの 点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 226 号	下松市笠戸島落地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島落崎突端 B 下松市笠戸島尾郷岬西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 30メートルの点 ロ AとBとを結んだ線上Bから 40メートルの点 ハ Bから55度360メートルの点 ニ Aから65度30分360メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 227 号	下松市笠戸島深浦東 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの 各点を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端 B 下松市笠戸島獺崎北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 200メートルの点 ロ Aから 182度 890メートルの 点 ハ Aから 168度 990メートルの 点 ニ Bから 214度 30分 1,110メー トルの点 ホ Bから 209度 1,040メートルの 点 へ Bから 209度 820メートルの 点 ト AとBとを結んだ線上Bから 200メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 228 号	下松市笠戸島深浦東 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの 各点を順次結んだ線によって囲まれた 区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端 B 下松市笠戸島獺崎北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 200メートルの点 ロ Aから 182 度 890 メートルの 点 ハ Aから 168 度 990 メートルの 点 ニ Bから 214 度 30 分 1,110 メー トルの点 ホ Bから 209 度 1,040 メートルの 点 へ Bから 209 度 820 メートルの 点 ト AとBとを結んだ線上Bから 200メートルの点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 229 号	下松市笠戸島深浦西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端 B 下松市笠戸島洞前田鼻北東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 300メートルの点 ロ Bから 352度 570メートルの 点 ハ Bから 296度 230メートルの 点 ニ AとBとを結んだ線上Bから 30メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 230 号	下松市笠戸島深浦西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端 B 下松市笠戸島洞前田鼻北東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから 300メートルの点 ロ Bから 352度 570メートルの 点 ハ Bから 296度 230メートルの 点 ニ AとBとを結んだ線上Bから 30メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	下松市	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 231 号	熊毛郡田布施町馬島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡田布施町尾津漁港（馬 島）4号突堤東角 点イ Aから 142 度 795 メートルの 点 ロ Aから 140 度 1,013 メートルの 点 ハ Aから 146 度 1,031 メートルの 点 ニ Aから 149 度 818 メートルの 点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	熊毛郡田布施 町	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 232 号	柳井市神代浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 柳井市神代漁港神代防波堤基部 点イ Aから 66 度 170 メートルの点 ロ Aから 88 度 230 メートルの点 ハ Aから 56 度 570 メートルの点 ニ Aから 46 度 540 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	岩国市由宇町 神東及び柳井市神代	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 233 号	岩国市由宇町神東沖 浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町由宇漁港（神代駅 前）南防波堤基部 B 岩国市由宇町神東公門所砂防 堤基部 点イ Aから 166 度 140 メートルの 点 ロ Bから 114 度 60 メートルの点 ハ Bから 185 度 380 メートルの 点 ニ Bから 175 度 400 メートルの 点 ホ Bから 124 度 130 メートルの 点 へ Aから 153 度 210 メートルの 点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	岩国市由宇町 神東及び柳井 市神代	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 234 号	岩国市由宇町神東城 ケ崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町由宇漁港（神代駅 前）施設用地護岸北側基部跡に 設置した標識 B 岩国市由宇町由宇漁港（城ケ 崎）城ケ崎西防波堤基部 点イ Aから 61 度 250 メートルの点 ロ Aから 76 度 295 メートルの点 ハ Aから 51 度 725 メートルの点 ニ Bから 28 度 370 メートルの点 ホ Bから 19 度 355 メートルの点 へ Aから 44 度 725 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	岩国市由宇町 神東及び柳井 市神代	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 235 号	岩国市由宇町神東地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市由宇町由宇漁港由宇護 岸南側基部に設置した標識 B 岩国市由宇町由宇漁港（城ヶ 崎）東防波堤基部から 16 度 415 メートルの点に設置した標識 点イ B から 105 度 120 メートルの 点 ロ B から 100 度 190 メートルの 点 ハ A から 115 度 120 メートルの 点 ニ A から 42 度 310 メートルの点 ホ A から 31 度 295 メートルの点 へ A から 118 度 55 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	岩国市由宇町 神東及び柳井 市神代	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 236 号	岩国市由宇町神東字 飛石地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点 を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市由宇町水尻川河口左岸 東角 点イ Aから 97 度 85 メートルの点 ロ Aから 86 度 140 メートルの点 ハ Aから 26 度 185 メートルの点 ニ Aから 13 度 480 メートルの点 ホ Aから 6 度 470 メートルの点 へ Aから 6 度 160 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	岩国市由宇町 神東及び柳井 市神代	漁業の時期が終了した ときは、直ちにロープ、 ボンデン及びいかりを 撤去しなければならない。 い。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 237 号	岩国市端島東沢地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市端島漁港西防波堤南東端 点イ A から 141 度 40 分 225 メートルの点 ロ A から 199 度 30 分 190 メートルの点 ハ A から 186 度 320 メートルの点 ニ A から 149 度 15 分 360 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 238 号	岩国市柱島北泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南端 点イ Aから 35 度 174 メートルの点 点ロ Aから 85 度 417 メートルの点 点ハ Aから 61 度 494 メートルの点 点ニ Aから 21 度 360 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 239 号	岩国市柱島北泊地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南端 点イ Aから 35 度 174 メートルの点 ロ Aから 85 度 417 メートルの点 ハ Aから 61 度 494 メートルの点 ニ Aから 21 度 360 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	個別漁業権		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 240 号	岩国市黒島地先	次の A、イ、B の各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 岩国市黒島漁港北防波堤突端南東角 B 岩国市黒島漁港北 A 護岸東角 点イ A から 51 度 100 メートルの点	第 1 種区画漁業	藻類養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	岩国市柱島	漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 241 号	大島郡周防大島町大字東三浦字赤松地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町大字東三浦水産加工団地護岸南西角 点イ Aから 224 度 30 分 75 メートルの点 ロ Aから 301 度 100 メートルの点 ハ Aから 290 度 30 分 123 メートルの点 ニ Aから 232 度 101 メートルの点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡大島町の区域に限る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 242 号	大島郡周防大島町頭 島竜の口地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町大字浮島浮 島漁港（樽見）樽見 D 防波堤北 西端 点イ Aから 338 度 6 分 877 メー トルの点 ロ Aから 336 度 30 分 763 メー トルの点 ハ Aから 354 度 48 分 730 メー トルの点 ニ Aから 2 度 36 分 802 メー トルの点	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割 式養殖業を除く。)	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	大島郡周防大 島町大字浮島	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 243 号	大島郡周防大島町大 字森地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町森野漁港 (森) D 護岸基部に設置した標識 点イ A から 234 度 50 分 274 メートルの点 ロ A から 297 度 50 分 566 メートルの点 ハ A から 271 度 54 分 861 メートルの点 ニ A から 236 度 48 分 695 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大島郡周防大 島町(平成 16 年 9 月 30 日にお ける同郡東和 町の区域に限 る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 244 号	大島郡周防大島町真 宮島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町大字西方白 木公有地に設置した標識 点イ A から 55 度 40 分 306 メートルの点 ロ A から 56 度 44 分 536 メートルの点 ハ A から 25 度 18 分 668 メートルの点 ニ A から 09 度 54 分 519 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日ま で	団体漁業権	大島郡周防大 島町(平成16年 9月30日にお ける同郡東和 町の区域に限 る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 245 号	大島郡周防大島町大字西方下田地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識 点イ A から護岸沿いに東へ 53 メートルの点に設置した標識 ロ A から 4 度 30 分 130 メートルの点 ハ A から北西へ 120 メートルの点に設置した標識	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大島郡周防大島町(平成 16 年 9 月 30 日における同郡東和町の区域に限る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 246 号	大島郡周防大島町大字西方下田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点 A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識 B 大島郡周防大島町白木港下田防波堤北側基部に設置した標識 点イ Aから 320 度 360 メートルの点 ロ Aから 328 度 40 分 922 メートルの点 ハ Bから 351 度 45 分 785 メートルの点 ニ Bから 24 度 297 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 247 号	大島郡周防大島町大 字平野片添地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町森野漁港(片 添)片添C護岸基部南西角に設 置した標識 点イ Aから126度30分510メート ルの点 ロ Aから119度507メートルの 点 ハ Aから119度350メートルの 点 ニ Aから130度361メートルの 点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和10 年8月31日ま で	団体漁業権	大島郡周防大 島町(平成16年 9月30日にお ける同郡東和 町の区域に限 る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 248 号	大島郡周防大島町 大字和田地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町和田漁港（逗子）和田 1 号防波堤突端に設置した標識 点イ A から 181 度 460 メートルの点 ロ A から 183 度 310 メートルの点 ハ A から 220 度 420 メートルの点 ニ A から 209 度 540 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日 まで	団体漁業権	大島郡周防大島町(平成16年9月30日における同郡東和町の区域に限る。)	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 249 号	山口市秋穂二島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 基点A 山口市白石南側頂上 点イ Aから 87 度 41 分 1,053 メートルの点 ロ Aから 94 度 05 分 1,208 メートルの点 ハ Aから 84 度 15 分 1,408 メートルの点 ニ Aから 77 度 41 分 1,280 メートルの点	第 1 種区画漁業	貝類養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 250 号	山口市秋穂地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市秋穂西有限会社NNY護岸南端 点イ Aから 133度 59分 1,489メートルの点 ロ Aから 130度 07分 1,658メートルの点 ハ Aから 120度 21分 1,530メートルの点 ニ Aから 123度 19分 1,344メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 251 号	山口市竹島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 山口市竹島南西端 点イ Aから 304度 21分 1,077メートルの点 ロ Aから 321度 21分 778メートルの点 ハ Aから 330度 01分 778メートルの点 ニ Aから 340度 39分 1,174メートルの点 ホ Aから 321度 15分 1,420メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	山口市秋穂二島、 名田島及び秋穂 東（旧大海村の区 域を除く。）	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第 4001 号	柳井市遠崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点イ 柳井市遠崎内海東部地区種苗 中間育成施設堤防西側基部 点ロ 柳井市遠崎内海東部地区種苗 中間育成施設堤防南西端 点ハ 柳井市遠崎内海東部地区種苗 中間育成施設堤防南東端 点ニ 柳井市遠崎内海東部地区種苗 中間育成施設堤防東側基部	第 2 種区画漁業	えび養殖業	1月1日から12月31日 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日ま で	個別漁業権		